空き家媒介手数料補助金のご案内

空き家バンク物件の売買契約を締結した方に対し、媒介手数料の一部を補助します。

最大　10万円　　補助率　1／2

【補助対象者（市バンク物件取引者、契約を締結した個人に限る）】
（①②のいずれかに該当し、③～⑥を満たす方）

①バンク利用者	大洲市空き家バンク物件を購入する利用登録者 ※成約した物件に居住しない場合は対象になりません。
②バンク所有者	大洲市空き家バンクに物件を登録する所有登録者 ※転売、転貸等を目的とした契約は対象になりません。

③購入する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
④市区町村税の滞納がないこと。
⑤過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
⑥暴力団員等ではないこと。

大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

媒介手数料（仲介手数料）とは、不動産取引の契約が成立した場合に、仲介した不動産業者（宅地建物取引業者）に支払う手数料（報酬）で、当該不動産業者が仲介の依頼者から受領できる仲介手数料については、法律に基づく告示で上限額が定められています。

≪参考≫　国土交通省ホームページより引用
不動産業者が、依頼者の一方（売主もしくは買主）から受領できる媒介手数料（税込）は、以下のとおり、物件価格に応じて一定の料率を乗じて得た額の合計額です。
ただし、令和6年7月1日から物件価格800万円以下の**低廉な空き家等**に係る媒介手数料の上限額は33万円（税込）となっています。

取引額	料率
200万円以下	5.5%
200万円超～400万円以下	4.4%
400万円超	3.3%

＜計算例＞　物件価格800万円の場合（依頼者の一方から）
200万×5.5%＋200万×4.4%＋800万-400万×3.3%＝33万（税込）

仲介手数料の額については、契約後トラブルの未然防止のために不動産業者へ仲介を依頼する際（媒介契約を締結する時）に、あらかじめ上限額の範囲内で合意しておくことが重要です。

【お問い合わせ先】大洲市移住・定住支援センター　☎0893-57-9989（大洲市役所 5階）

≪手続きの流れ≫

空き家媒介手数料補助金

① 事業計画認定申請　【申請者】 売買契約締結日から**60日以内**に、次の書類を提出してください。

□大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
□事業計画書（別紙1－4）
□承諾書（別紙2－3）
□媒介契約書の写し（所有登録者）
□売買契約書の写し
□世帯全員分（所有者は申請者分）の市区町村税の未納がないことを示す証明書（納税証明書など）

②認定通知書送付

【市】提出書類等を確認し、認定通知を行います。
※認定通知は、補助金の交付を決定したものではありません。
◎大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③補助金交付申請（事業実績報告）　【申請者】 次の書類を提出してください。

□大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
□事業実績書（別紙６－４）
□誓約書（別紙７）
□手数料の領収書の写し
□世帯全員の住民票の写し（利用登録者）

④交付決定通知書送付　【市】提出書類を確認し、交付決定を行います。
◎大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑤請　　求　【申請者】 次の書類を提出してください。

□大洲市移住定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑥補助金の交付　【市】請求により、補助金を支払います。

大洲市公式キャラクター
「うつつじ」

【申請・お問い合わせ先】　大洲市移住・定住支援センター
〒 795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1
☎0893-57-9989　・ﾒｰﾙ iju-teiju@city.ozu.lg.jp